

「仙台湾南部海岸地区 環境等検討懇談会」 設立趣意書

仙台湾南部海岸は、七北田川河口から福島県境付近までに至る太平洋に面した海岸である。当海岸は砂浜性の海岸であり、東北地方では数少ない長大な砂浜を有する海岸である。

この海岸の多くの地区では堤防等の海岸保全施設が整備され、その役目を果たしてきたところである。しかし、去る3月11日に発生した東日本大震災による地震及び津波によって、河川の河口部並びに海岸に整備していた堤防等の管理施設に甚大な被害が生じた。

そのため、緊急復旧工事を実施したところであるが、地域の安全・安心のために本格的な復旧工事を早期に実施する必要があるとあり、今後概ね5ヶ年で整備することを目標としている。このため、先般、地域の特性を踏まえた河川・海岸構造物の復旧において、景観・環境・利用に対して配慮すべき事項に関し、専門家よりご指導・ご助言をいただくことを目的に、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設立したところである。

本懇談会は、上記委員会を受け「仙台湾南部海岸地区」復旧事業において、現場に即した環境等への配慮事項の検討の場として設立するものである。

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会 委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	有働 恵子 うどう けいこ	東北大学大学院 工学研究科 附属災害制御研究センター 准教授
2	越後 一雄 えちご かずお	元日本サーフィン連盟宮城仙台支部長
3	大橋 信彦 おおはし のぶひこ	名取ハマボウフウの会 代表
4	越村 俊一 こしむら しゅんいち	東北大学大学院 工学研究科 附属災害制御研究センター 准教授
5	宍戸 勇 ししど いさむ	仙台大学健康福祉学科 教授
6	高取 知男 たかとり ともお	元仙台市科学館 副館長
7	竹丸 勝朗 たけまる かつろう	日本野鳥の会宮城県支部 支部長
8	田中 仁 たなか ひとし	東北大学大学院 工学研究科 教授
9	内藤 俊彦 ないとう としひこ	元東北大学大学院生命科学専攻 教官
10	平野 勝也 ひらの かつや	東北大学大学院 情報科学研究科 准教授

※敬称略・50音順

「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」 規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」（以下「懇談会」という）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この懇談会は、東日本大震災により被害を受けた河川（河口部）・海岸施設の復旧を目的に、各施設の基本構造を前提とし、「仙台湾南部海岸地区」復旧事業の現場に即した環境等への配慮事項の検討の場として設置し、専門家からの指導・助言を受けるものである。

第3条（組織等）

懇談会は、宮城県土木部及び東北地方整備局仙台河川国道事務所が設置する。

2 懇談会の委員は、別紙－１のとおりとする。

3 懇談会の委員は、東北地方整備局仙台河川国道事務所長が委嘱する。

4 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

5 委員の任期は平成25年3月31日迄とする。

6 懇談会の会議にあたっては、必要に応じて委員以外の出席を求め、助言等を求めることができる。

第4条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。

第5条（オブザーバー）

懇談会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは懇談会で意見を述べることができる。

第6条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、宮城県土木部及び東北地方整備局仙台河川国道事務所におく。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（懇談会の公開）

本懇談会は原則公開とする。なお、懇談会傍聴にあたっては、「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」に関する傍聴規定による。

第10条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成23年 月 日より施行する。

「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」に関する傍聴規定（案）

1. 「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般及び報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、傍聴人と懇談会関係者に区分するものとする。
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - イ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ウ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (4) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会の 役割について

平成23年12月9日

東北地方整備局仙台河川国道事務所
宮城県土木部

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会の目的について

「仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会」規約より抜粋

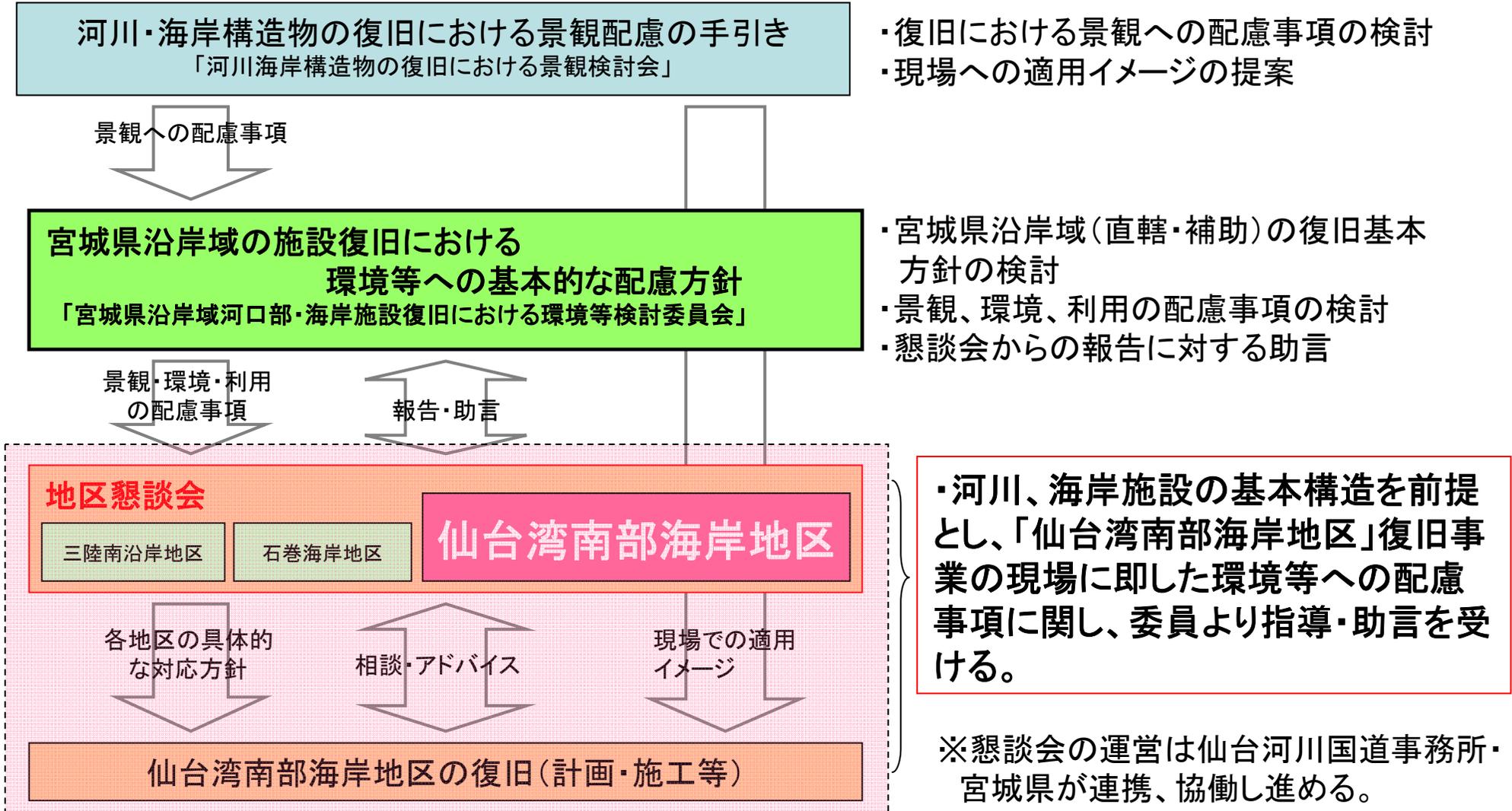
第2条(目的)

この懇談会は、東日本大震災により被害を受けた河川(河口部)・海岸施設の復旧を目的に、各施設の基本構造を前提とし、「仙台湾南部海岸地区」復旧事業の現場に即した環境等への配慮事項の検討の場として設置し、専門家からの指導・助言を受けるものである。

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会の

役割・位置付けについて

■ 本懇談会の役割



本懇談会における検討の基本的な方針及び助言等内容

■検討の基本的な方針

- 仙台湾南部海岸の建設海岸区間(約32km)を対象に検討を行う。
- 景観・環境・利用に対する配慮の必要度に応じ「検討箇所」を設定する。
- 検討の段階は、「計画・設計」、「工事施工」、「完成後」の3段階とする。

■助言等内容

<景観>

- 景観上配慮すべき選定地区の考え方
各市町策定の「復興計画」から堤防箇所との関わり(近接度・利用状況等)を抽出し施設の近景域などから対象地区を選定。
- 景観上配慮すべき項目
堤防法面の処理方法、堤防端部の処理方法、直線的とならない分節化の方法、などの景観的配慮事項(覆土、明度調整の活用を含む)。

<環境>

- 設計段階及び工事施工中(本設・仮設工)において、環境に配慮すべき具体的事項。
- 環境モニタリングの基本的な考え方(調査項目・地点・時期等)。

<利用>

- 各市町策定の「復興計画」などにおいて位置付けされた利用目的や利用者に配慮すべき具体的事項。

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会

検討スケジュール

(委員会資料より抜粋)

検討スケジュール

- 復旧基本方針の検討
→H23/11～H24/3
- 施工のフォローアップ
→H24～H27
- 管理・モニタリング
→H24～復旧完了5年程度

年度	災害復旧	検討委員会	地区懇談会
H23	海岸 重要保全対象地区 の堤防復旧 河口 原形 復旧 H24出水期まで	基本方針の検討	[検討内容]
H24	概ね2年 海岸 重要保全対象地区 の堤防復旧 河口 原形 復旧 施設管理・モニタリング	施工に関するフォローアップ(随時開催) モニタリング結果の評価・改善案の検討(随時開催)	各地区の具体的な復旧方針 施工等上の課題解決
H25	海岸 重要保全対象地区 の堤防復旧 河口 原形 復旧 施設管理・モニタリング		3地区で設置 ・三陸南沿岸 ・石巻海岸 ・仙台湾南部
H26	海岸 重要保全対象地区 の堤防復旧 河口 原形 復旧 施設管理・モニタリング		
H27	海岸 重要保全対象地区 の堤防復旧 河口 原形 復旧 施設管理・モニタリング		
完成後約5年			

仙台湾南部海岸地区

- H23.12.9 <第1回>
- H23.12.22 <第2回> 予定

懇談会検討箇所の選定(案)

1. 仙台湾南部海岸の概要と特徴
2. 仙台湾南部海岸災害復旧に関する基本的事項の整理
3. 沿岸自治体の震災復興計画の整理
4. 検討箇所の選定について
5. 仙台湾南部海岸 環境等調査計画 (案)
6. 仙台湾南部海岸の自然環境 (参考)

1. 仙台湾南部海岸の概要と特徴

(1) 仙台湾南部海岸の概要

仙台湾南部海岸は、仙台市から福島の県境までの3市2町にまたがる延長約60kmにおよぶなだらかな曲線を描く砂浜海岸で、豊かな自然と水産資源に恵まれている。

また海岸線の背後地には、伊達藩によって作られた貞山堀や防潮林が連なり、多くの干潟がある。

干潟には貴重な湿地性の動植物が生息し、貴重な地形の優れた景観を有することなどから、県の自然環境保全地域に指定されている。

(2) - 1 仙台湾南部海岸の特徴

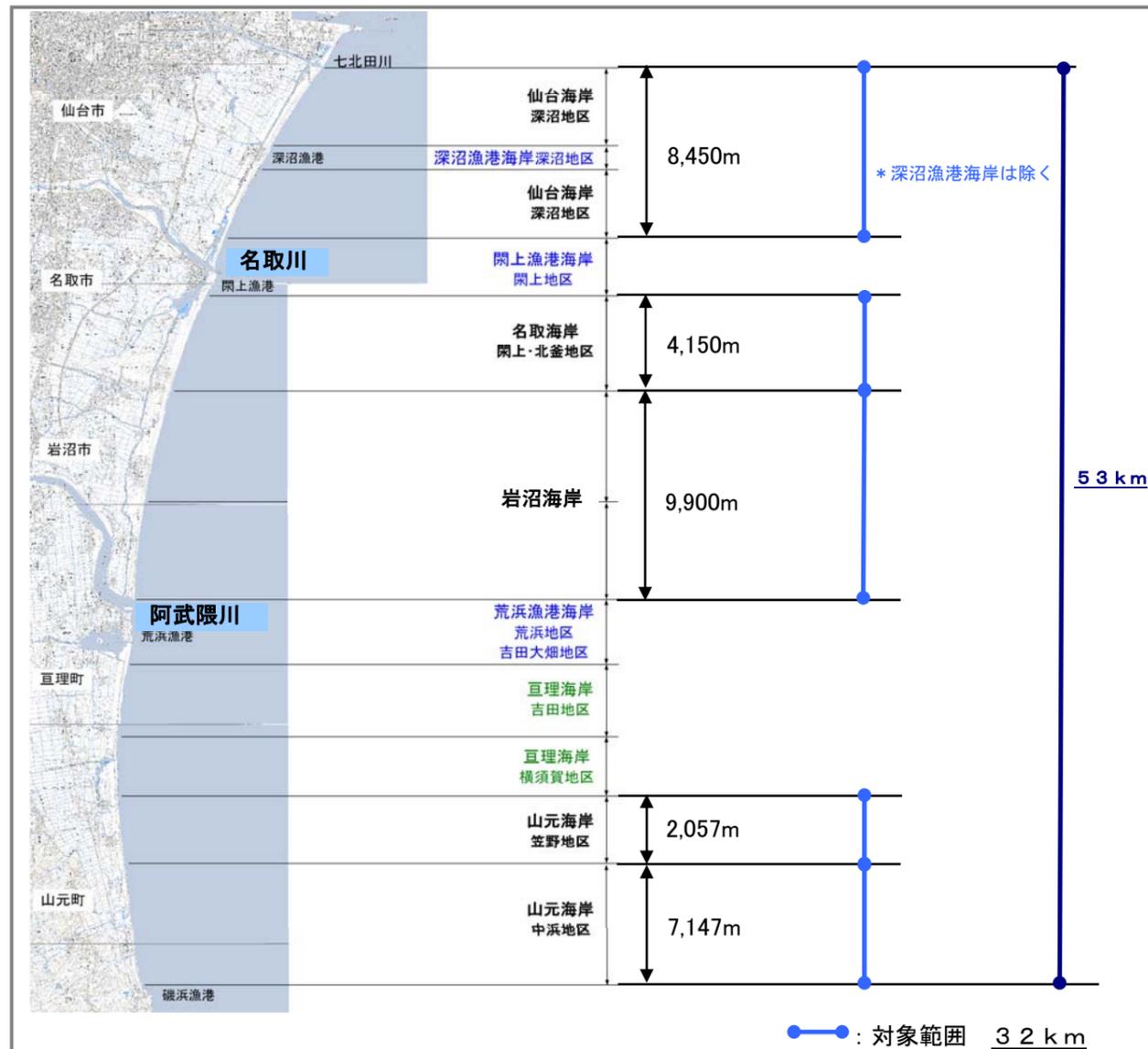
仙台湾南部海岸の特徴について、「仙台湾沿岸海岸保全基本計画 計画編 平成16年10月宮城県」（以下、「海岸保全基本計画」という）より、環境面と利用面について整理した。

環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんど全域が宮城県の自然環境保全地域に指定されている ○ 河口部付近には潟湖が形成されており、多様な生物の生息環境となっている ○ 歴史的背景をもつ貞山堀が残されている ○ 全域の砂には海浜植生、その背後には海岸林が育っている ○ 全域にわたり漂着ゴミが打ち上げられている。また、利用者が残していったゴミが目立つ海岸もある
利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ サーフィンや釣りなどが盛んに行われている ○ 観光資源が少なく、海浜公園等の施設が点在する ○ 砂浜までいくことができる場所が限られる。一部の海岸では、砂浜への車の乗り入れがみられる ○ 主にのりの養殖、ほっき漁が行われている

(2) - 2. 仙台湾南部海岸ゾーン毎の特徴

仙台湾南部海岸のゾーン毎の特徴と景観について示す。（「海岸保全基本計画」より抜粋）

ゾーン名称	ゾーン範囲	海岸特性	環境（景観）	利用
仙台ゾーン	七北田川河口から名取川河口まで	連続した砂浜海岸で比較的砂浜幅も広いが、南部の一部で侵食が生じている。	背後の海岸林、貞山堀、井土浦と相まって砂浜景観を提供している。	深沼海水浴場やサーフィンといったレク利用がある。
名取・岩沼ゾーン	名取川河口から阿武隈川河口まで	連続した砂浜海岸であるが、南側の岩沼海岸では侵食が進行している。	背後の海岸林、貞山堀・広浦と相まって砂浜景観を提供している。	関上漁港周辺のゆりあげビーチやサーフィンといったレク利用がある。
亘理・山元ゾーン	阿武隈川河口から宮城・福島県境まで	①潟湖である鳥の海地先 ②連続した砂浜海岸の亘理・山元地先 山元海岸では侵食により砂浜が消失した区間も存在する。	阿武隈川河口から牛橋河口南側までは、背後の海岸林と相まって砂浜景観を提供している。	鳥の海周辺の荒浜海水浴場、坂元川河口周辺のサーフィン利用がある。



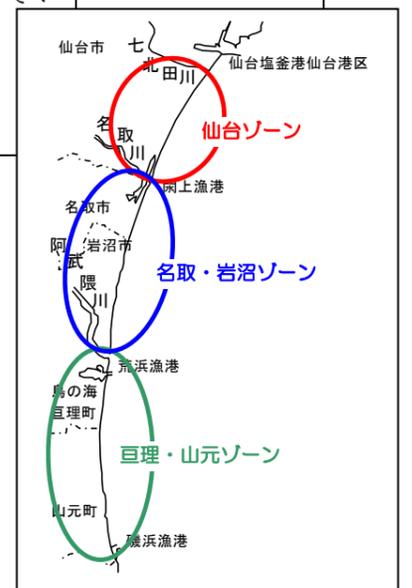
・仙台湾南部海岸全体は53kmで、対象範囲は32kmである。

凡例 黒字：国土交通省、宮城県

青字：漁港（水産庁）

緑字：農林水産省

図 1.1 検討対象位置図



ゾーニング図

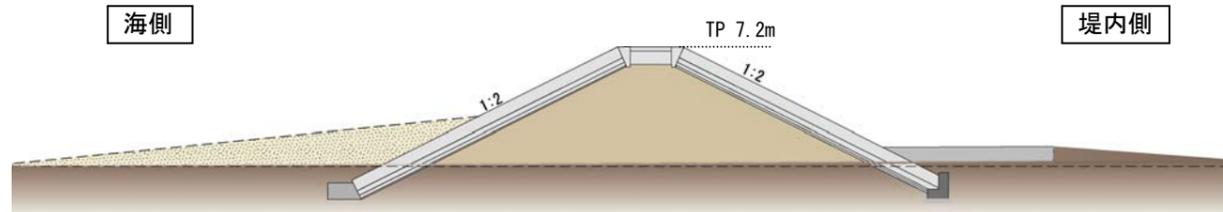
2. 仙台湾南部海岸災害復旧に関する基本的事項の整理

(1) 法線の定義

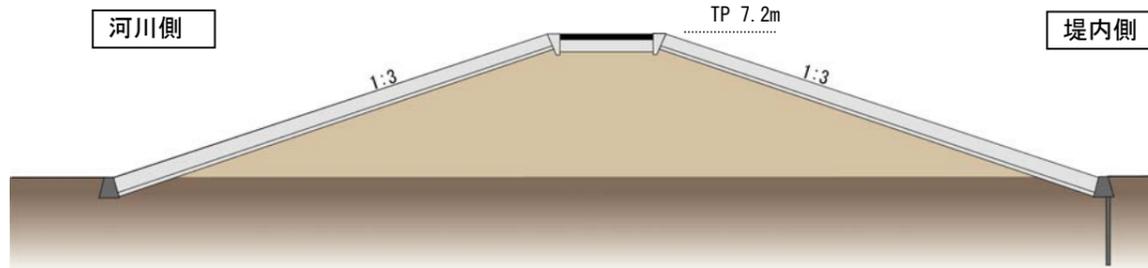
堤防の法線は、背後地の土地利用、自然環境や経済性等を考慮して設定するものとされており、災害復旧事業においては、基本的に現位置（被災前の堤防位置）での復旧を基本とする。

(2) 復旧堤防標準断面図

■ 海岸堤防標準断面図

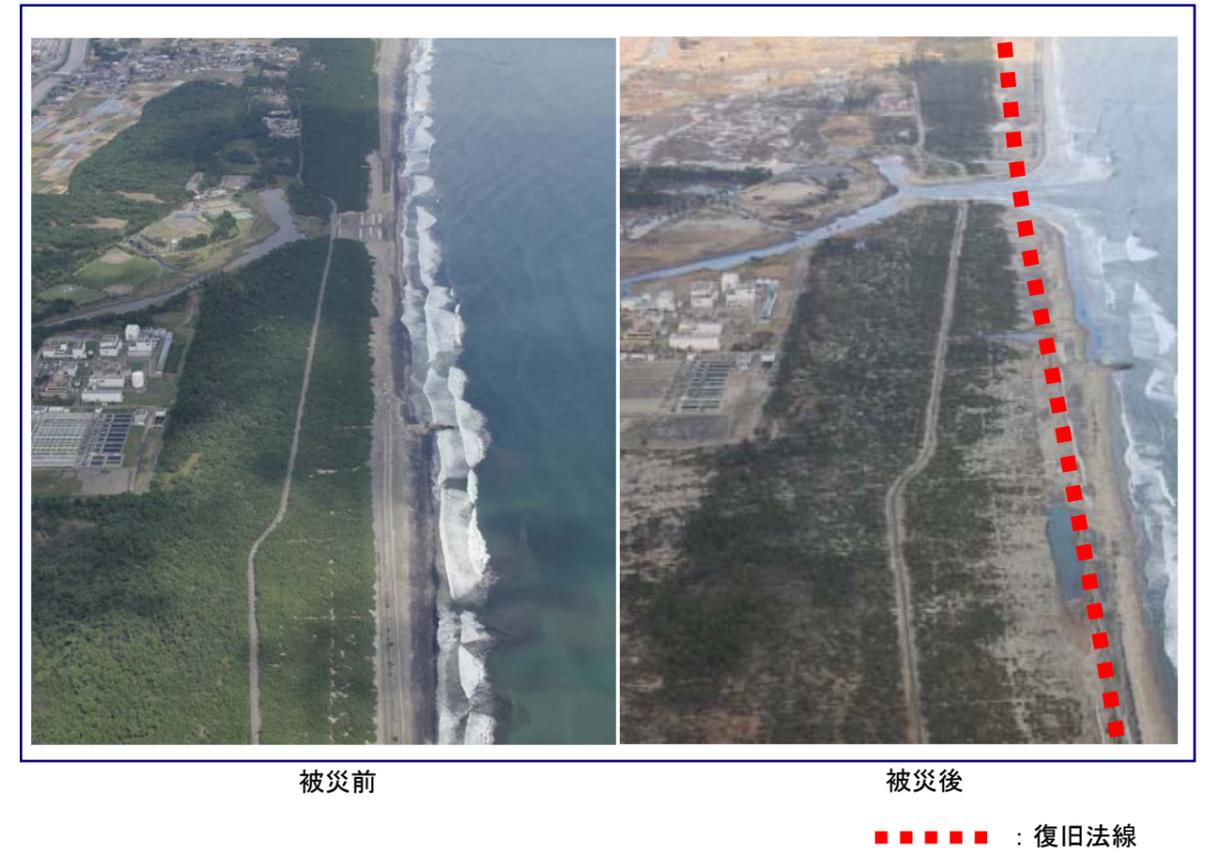


■ 河口部河川堤防標準断面図



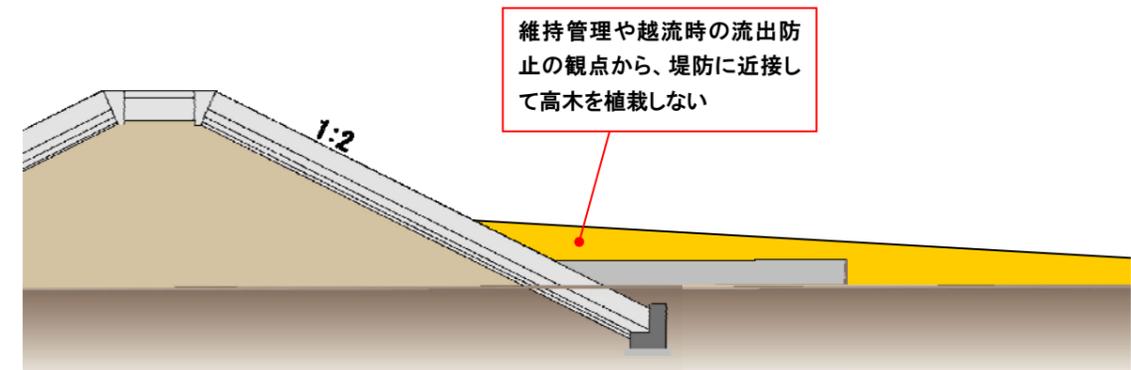
(3) 法線の設定例

岩沼市【二の倉海岸】



(4) 堤防に対する配慮事項

裏法尻等への覆土・基本的な考え方



出典:「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」

3. 沿岸自治体の震災復興計画の整理

沿岸自治体の震災復興計画におけるまちづくり計画及び土地利用計画について、海岸堤や海岸（砂浜）利用、海岸へのアクセス、海岸林等の計画について整理した。

3市2町の震災復興計画

自治体名	震災復興計画名称	策定年月日	進捗	海岸施設及び利用の震災復興計画への記載（位置づけ）				
				海岸線背後の土地利用計画	海岸河川堤防	海岸林	後背地に丘や公園を造成	海岸周辺部利用の記述
仙台市	仙台市震災復興計画	平成23年11月30日	決定	海岸防災林および公園（丘）	○	○	○	・海岸防災林を整備し美しい海浜景観の再生 ・蒲生干潟や井土浦の再生 ・スポーツ、レク施設の再整備
名取市	名取市震災復興計画 心からの笑顔を求めて、新たな未来へ	平成23年10月	策定	自然体験型公園	○	○	—	閑上漁港：水産観光拠点
	閑上復興100人会議	平成23年11月28日						
岩沼市	岩沼市震災復興計画グランドデザイン ～愛と希望の復興～	平成23年8月7日	決定	千年希望の丘 メモリアルパーク	○	○	○	・海岸線風力・太陽光発電導入の検討
	岩沼市震災復興計画マスタープラン	平成23年9月						
亘理町	※亘理町震災復興計画（案） ～安全・安心・元気のあるまち 亘理～	平成23年11月	第6回震災復興会議 平成23年12月6日	防災林及び緩衝緑地	○	○	○	鳥の海：観光スポーツエリア
山元町	山元町震災復興基本方針 ～復興とさらなる発展へ「チーム山元」心をひとつに～	平成23年8月	第7回復興会議 平成23年12月7日	防災緑地及び公園	○	○	○	・公園・海洋レジャー施設等の整備
	※山元町震災復興基本構想（案） ～復興とさらなる発展へ「チーム山元」心をひとつに～	平成23年11月						

※については計画策定中であり、直近の復興会議資料から引用した。

4. 検討箇所の選定について

検討対象となる箇所は、景観・利用・環境の3つの視点から、震災復興計画における背後地の土地利用や海岸利用、レクリエーション利用及び「海岸保全基本計画」や「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」でのケーススタディ地区等を参考に代表的な6つの地区を選定した。

地区	検討の視点	対象海岸、河川名 (自治体名)	利用と復興計画	選定理由
①	景観	深沼海岸：(仙台市)	深沼海水浴場等海岸利用 海辺の交流再生ゾーン	・海水浴場等の海岸利用があり市民の目に触れる可能性が高い
②	環境	井土浦：(仙台市)	良好な自然環境 海辺の交流再生ゾーン	・海や自然と触れ合える交流ゾーンとしての井土浦
③	景観 利用 環境	名取川河口右岸：(名取市) 閑上海岸：(名取市)	ゆりあげビーチ等海岸利用 (漁港区域) ハマボウフウ保護活動区域 閑上地域の復興計画	・復興計画において、名取川右岸沿いに住宅地及び県道整備が計画され、河川堤防は日常的に市民の目に触れる
④	景観 環境	岩沼海浜公園：(岩沼市) 赤井江：(岩沼市)	後背地 ^{せきこ} －潟湖干潟 排水機場整備計画あり 千年希望の丘	・復興計画において海岸堤の背後に丘の造成等の計画がある ・潟湖干潟
⑤	景観 利用	阿武隈川河口右岸： (亶理町)	荒浜海水浴場等海岸利用（漁港区域） 荒浜地域の復興計画	・復興計画において、阿武隈川河口右岸は市街地及び県道整備が計画され、河川堤防は日常的に市民の目に触れる
⑥	景観	山元海岸：(山元町)	磯浜海水浴場等海岸利用 海岸線に沿った防災緑地ゾーン	・海水浴場等の海岸利用があり市民の目に触れる可能性が高い

【参考】

「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会（平成25年11月25日）」でのケーススタディ地区
(仙台湾南部海岸地域のみ)

記号	対象海岸（自治体名）
A	井土浦：名取川河口左岸（仙台市）
B	閑上；名取川河口右岸（名取市）
C	赤井江（岩沼市）
D	荒浜；阿武隈川河口右岸（亶理町）

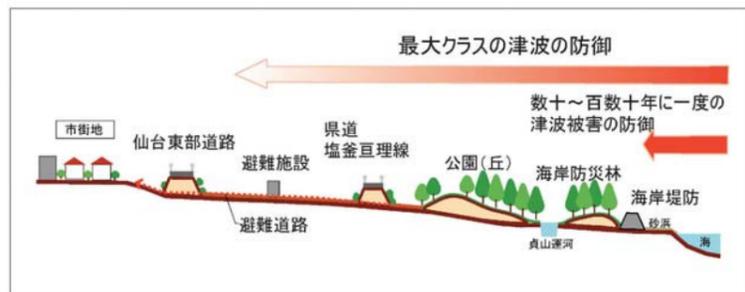


4-①② 仙台市における候補地と選定箇所

自治体	候補地	復興まちづくり計画	候補とした理由	利用性	選定箇所	選定理由	視点場の抽出	配慮項目
仙台市	深沼海岸	「海辺の交流再生ゾーン」としての位置づけ	復興計画において隣接して公園(丘)などの拠点施設整備が計画されている	海水浴場 サーフポイント	【景観】 深沼海岸	復興計画における「海辺の交流再生ゾーン」として位置付けられており、特に背後地には公園が計画されており、利用者の目に日常的に触れることが想定されることから、景観配慮区間として選定した。	-	・視点場として「堤防上」「海側」を選定
	井土浦			アクセスの不備により利用は見られない	【環境】 井土浦	以前は人為の加わらない良好な自然環境が残された地域であり、野生動植物の生息・生育空間として保全すべき潟湖とされていたことから、環境配慮区間に選定した。		・モニタリング計画の立案 ・工事中の堤防配慮項目

震災復興計画の土地利用から抽出した候補地

選定箇所

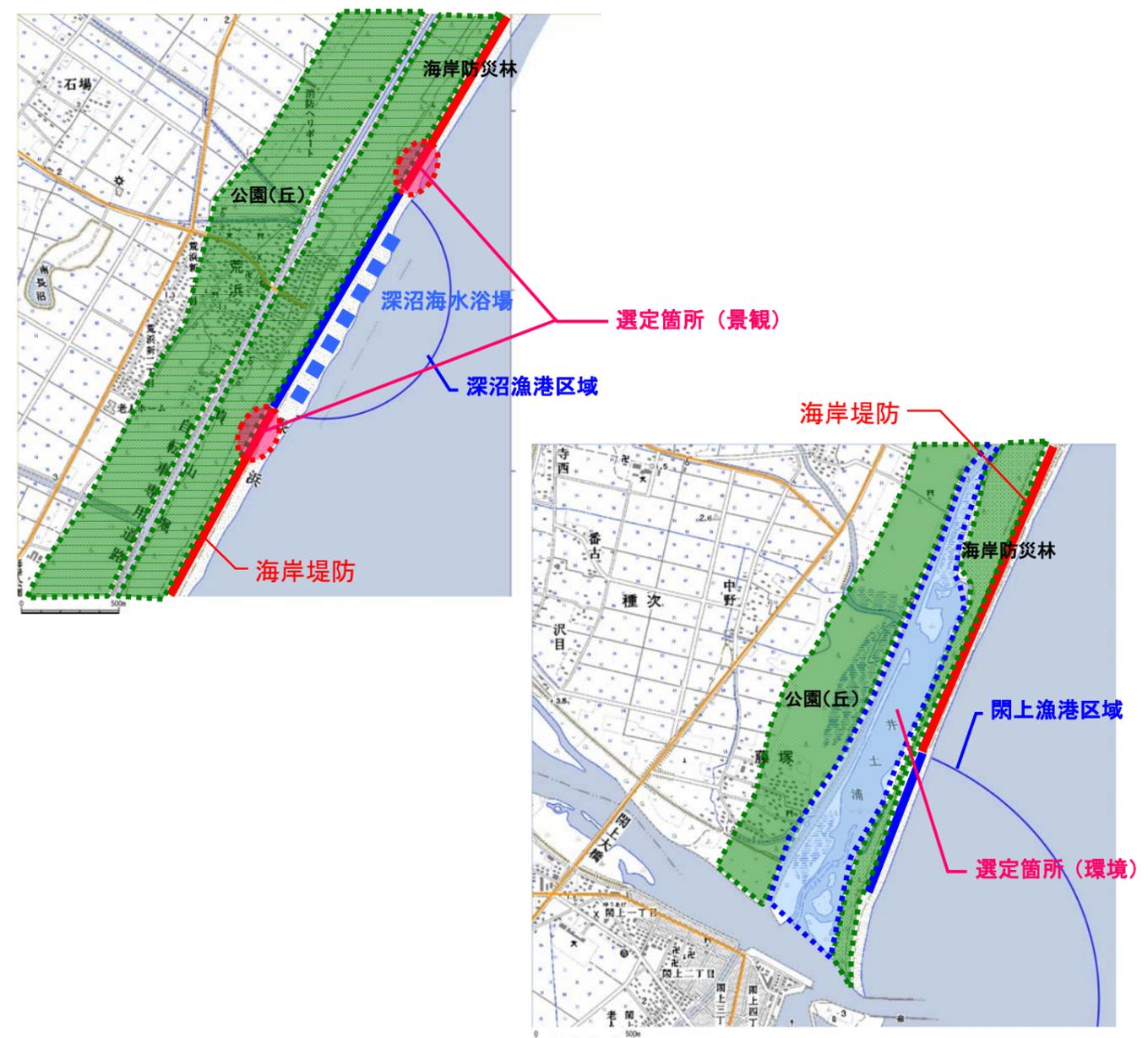


■津波対策施設イメージ

■東部地域土地利用イメージ



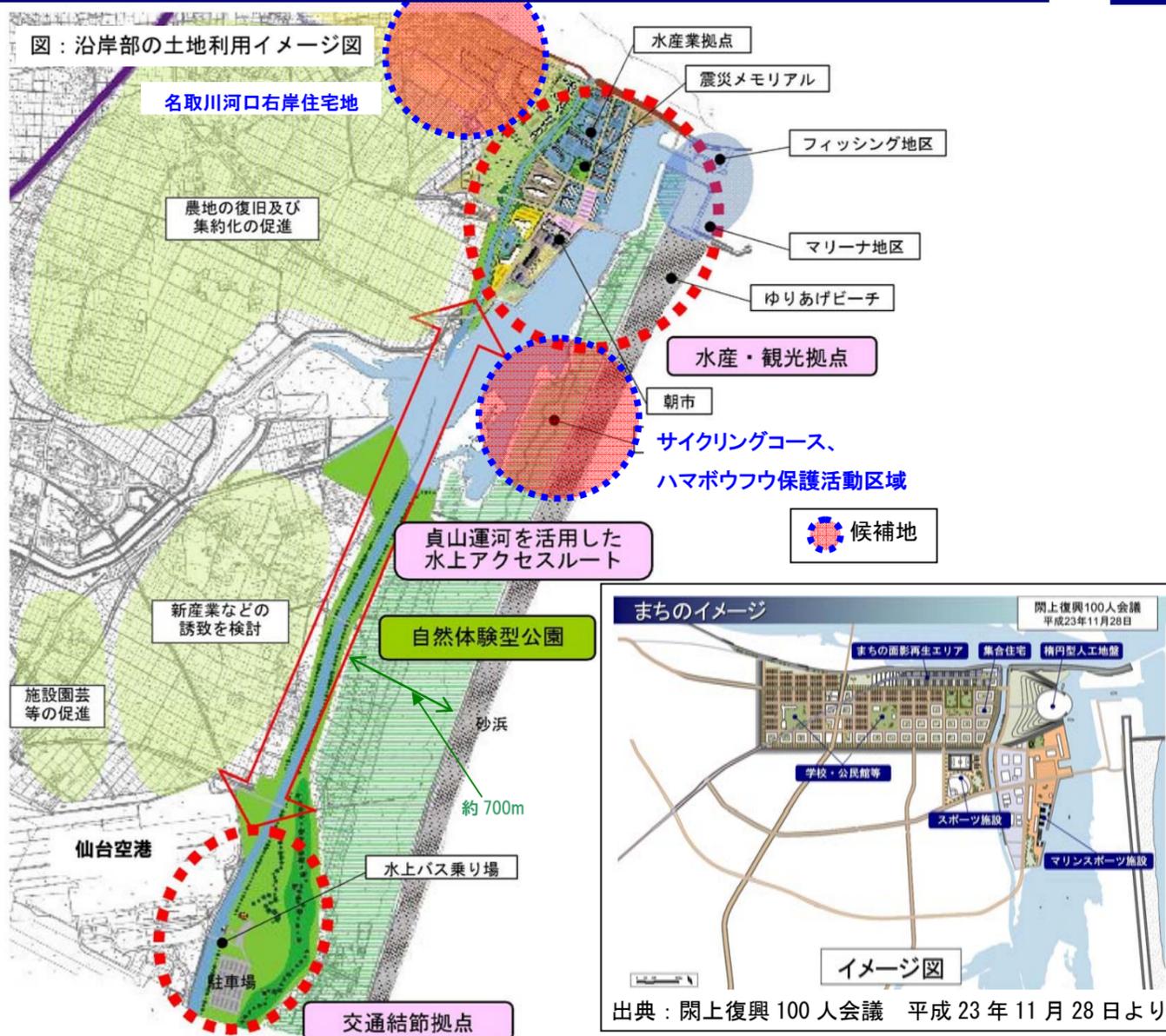
出典：仙台市震災復興計画 平成23年11月：仙台市より



4-③ 名取市における候補地と選定箇所

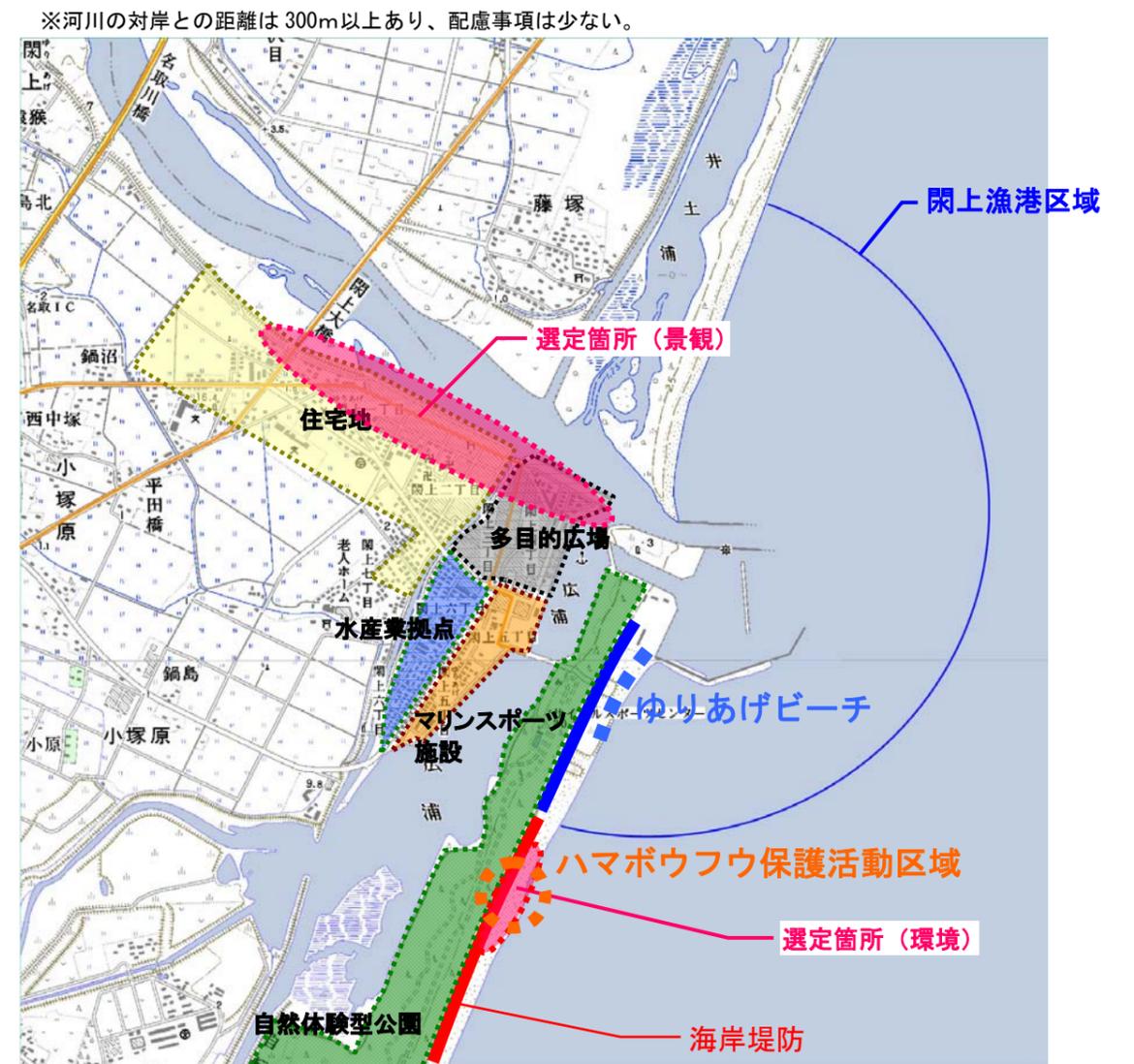
自治体	候補地	復興まちづくり計画		候補とした理由	利用性	選定箇所	選定理由	視点場の抽出	配慮項目
名取市	名取川河口右岸住宅地	「水産・観光拠点」としての位置づけ	名取川沿いに「嵩上げ」した新しい住宅市街地	復興計画における閉上再建の中心	堤防天端は日常的な散策の場となる	【景観】名取川河口右岸	復興計画では、名取川河口に沿って閉上住宅地等の整備が計画されている。河川堤防は日常的に市民の目に触れることから、景観配慮区間として選定した。	・視点場として「堤防上」「堤内側」を選定	・堤防法面の表面処理 ・天端処理等
	サイクリングコース		広浦に沿ったサイクリングコース	海岸に近接したレク施設	海岸林の中にある	-	海岸林の中にあり、海岸堤防への見通しがきかないため、景観配慮区間として選定しない。	-	-
	ハマボウフウ保護活動区域	-	-	市民参加の保護活動	海岸に立地	【環境】ハマボウフウ保護活動区域	閉上の海浜において、代表的な海浜植生であるハマボウフウの保護活動区域が設定され、市民により移植等の活動が行われているため、環境配慮区間として選定した。	-	・工事中の堤防配慮項目

震災復興計画の土地利用から抽出した候補地



出典：名取市震災復興計画 基本計画編 平成23年10月より

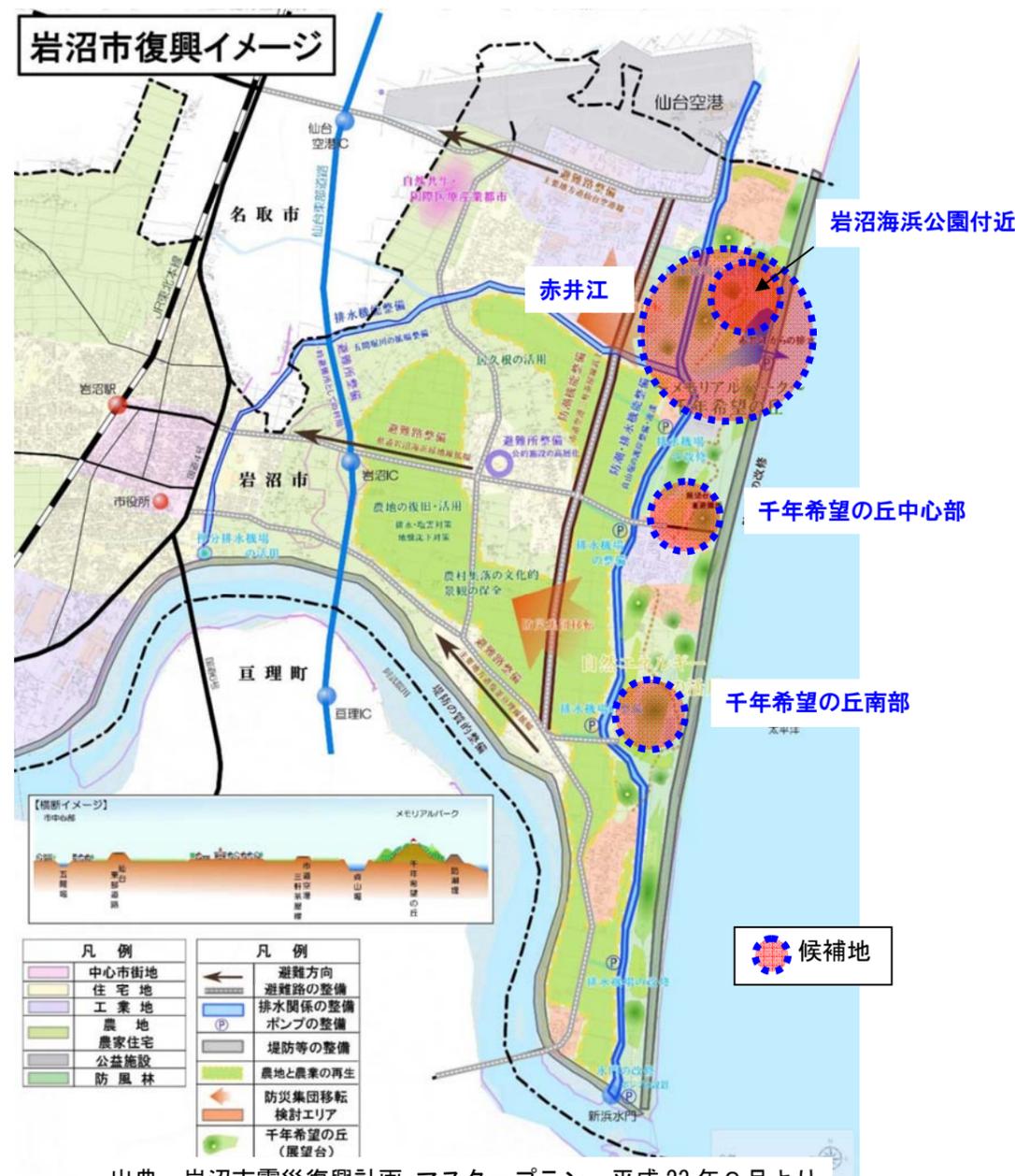
選定箇所



4-④ 岩沼市における候補地と選定箇所

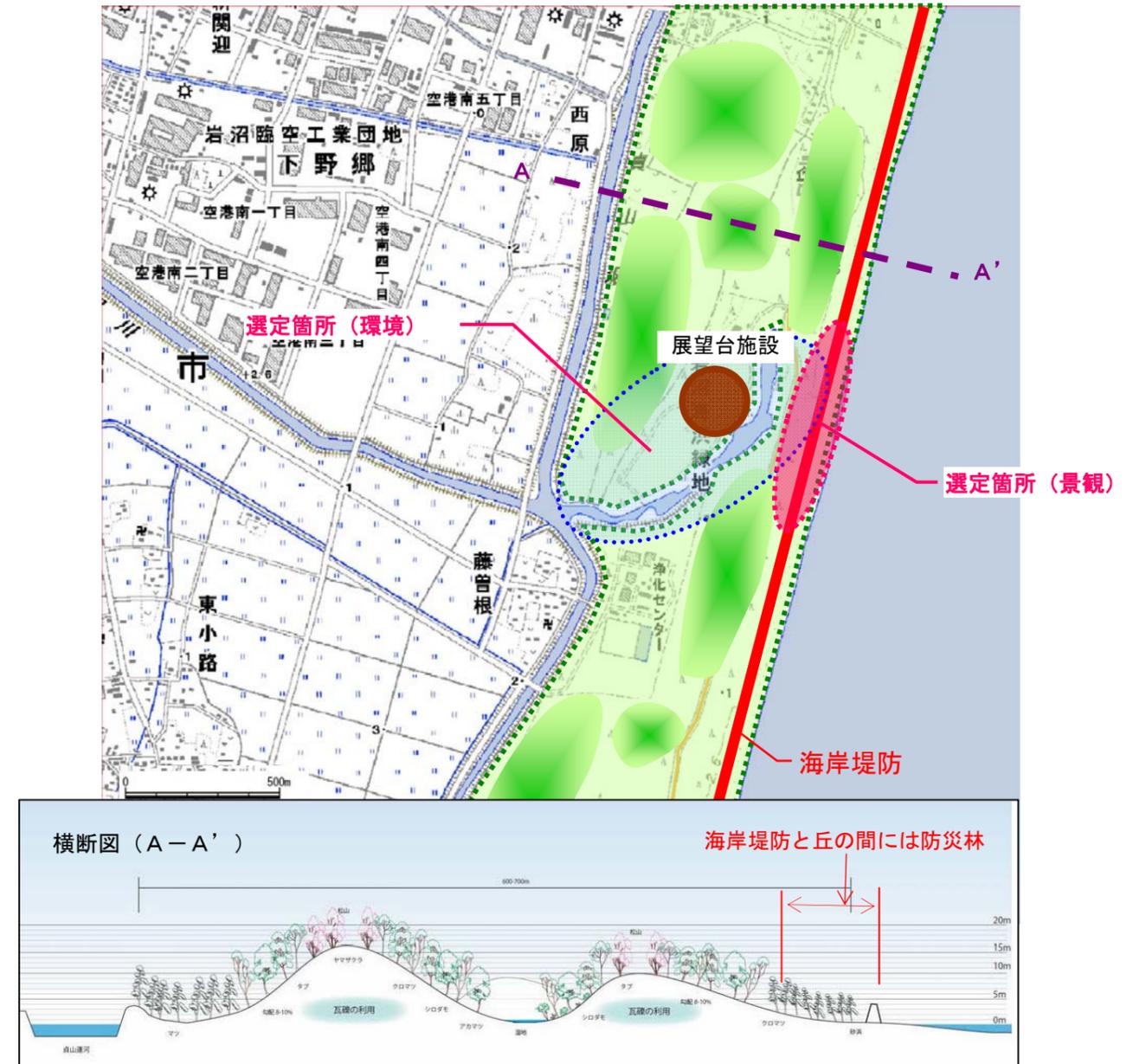
自治体	候補地	復興まちづくり計画	候補とした理由	利用性	選定箇所	選定理由	視点場の抽出	配慮項目
岩沼市	岩沼海浜公園付近	千年希望の丘	岩沼海浜公園展望施設	海に向かった眺望がある	【景観】 岩沼海浜公園付近	現状では、岩沼海浜公園の展望広場が地形として残っており展望広場から海側に向かえば海岸林の一部がひらけており、眺望があるため、景観配慮区間として選定した。	・視点場として「堤内側」を選定	・景観(修景)
	千年希望の丘中心部		岩沼駅へのアプローチ チ道路取り付き	海岸へのアプローチはみられない	-	防災林があり、海岸堤防への見通しがきかないため、景観配慮区間として選定しない。	-	-
	千年希望の丘南部			海岸へのアプローチはみられない	-	防災林があり、海岸堤防への見通しがきかないため、景観配慮区間として選定しない。	-	-
	赤井江	-	仙台湾南部海岸の 代表的な潟湖	海岸の後背地	【環境】 赤井江	現存しているヨシ原を含む水面と周辺のアカマツ林及びクロマツ林等自然性が高いとされていたことから、環境配慮区間として選定した。	-	・モニタリング計画の立案 ・工事中の堤防配慮項目

震災復興計画の土地利用から抽出した候補地



出典：岩沼市震災復興計画 マスタープラン：平成23年9月より

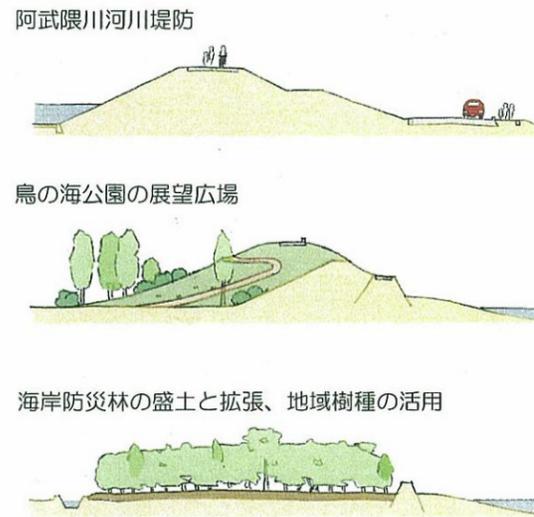
選定箇所



4-⑤ 亶理町における候補地と選定箇所

自治体	候補地	復興まちづくり計画	候補とした理由	利用性	選定箇所	選定理由	視点場の抽出	配慮項目
亶理町	阿武隈川河口右岸	観光スポーツエリア 荒浜市街地の形成 ・【防災施設計画】 一線堤：阿武隈川の河川堤防、荒浜・吉田浜 通りの防潮堤及び鳥の海湾の防潮堤整備	復興により市街地の 形成が図られる	堤防天端は日常的 な散策の場となる	【景観】 阿武隈川 河口右岸	阿武隈川河口右岸の河川堤防には市街地が整備され、県道が堤防に沿って走ることから、人の行き来が期待される。 河川堤防は日常的に市民の目に触れることから、景観配慮区間として選定した。	・視点場として「堤防上」「堤内側」を選定	・堤防法面の表面処理 ・天端処理等

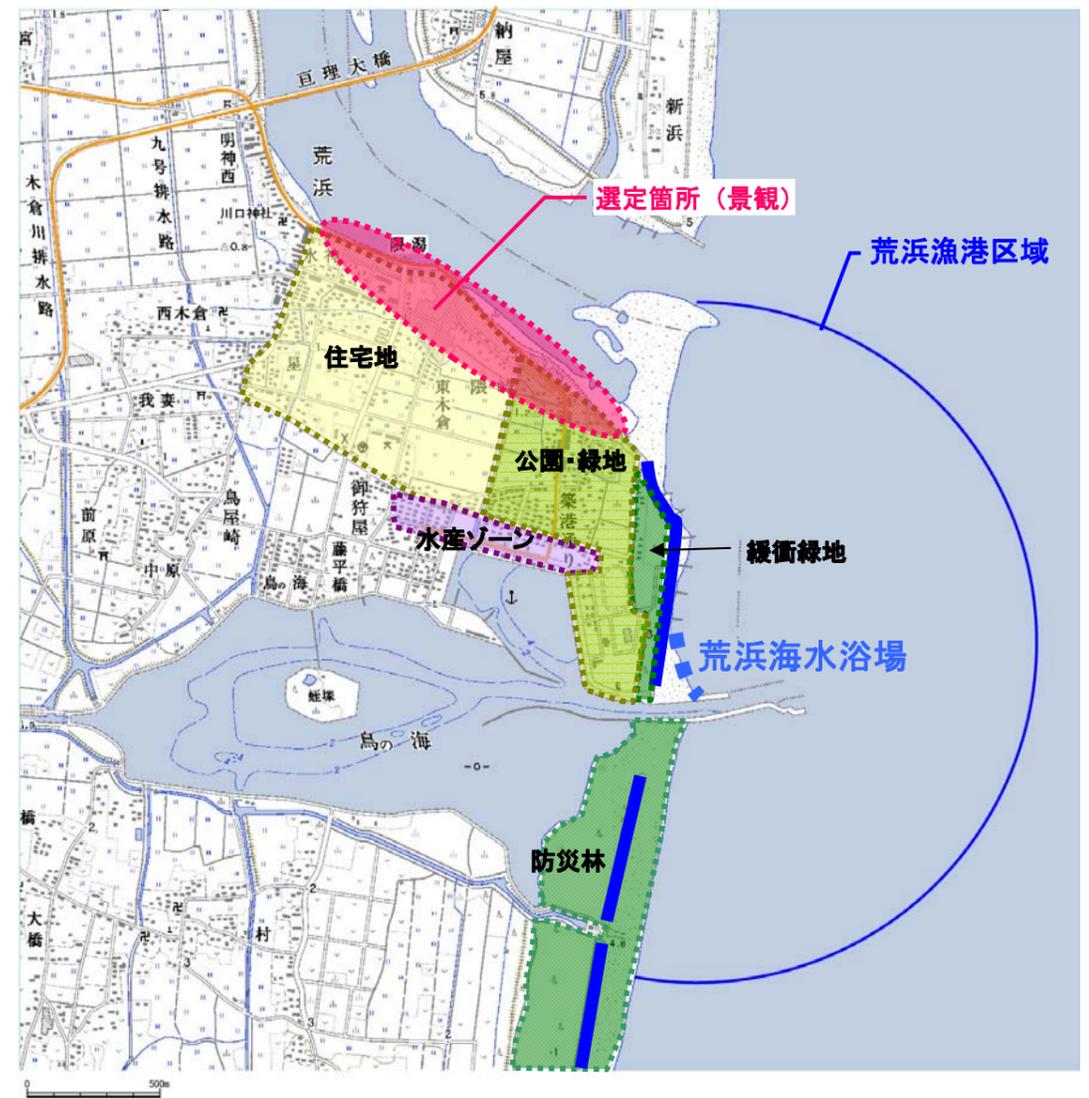
震災復興計画の土地利用から抽出した候補地



出典：第6回亶理町震災復興会議資料：平成23年12月より

選定箇所

※河川の対岸との距離は300m以上あり、配慮事項は少ない。

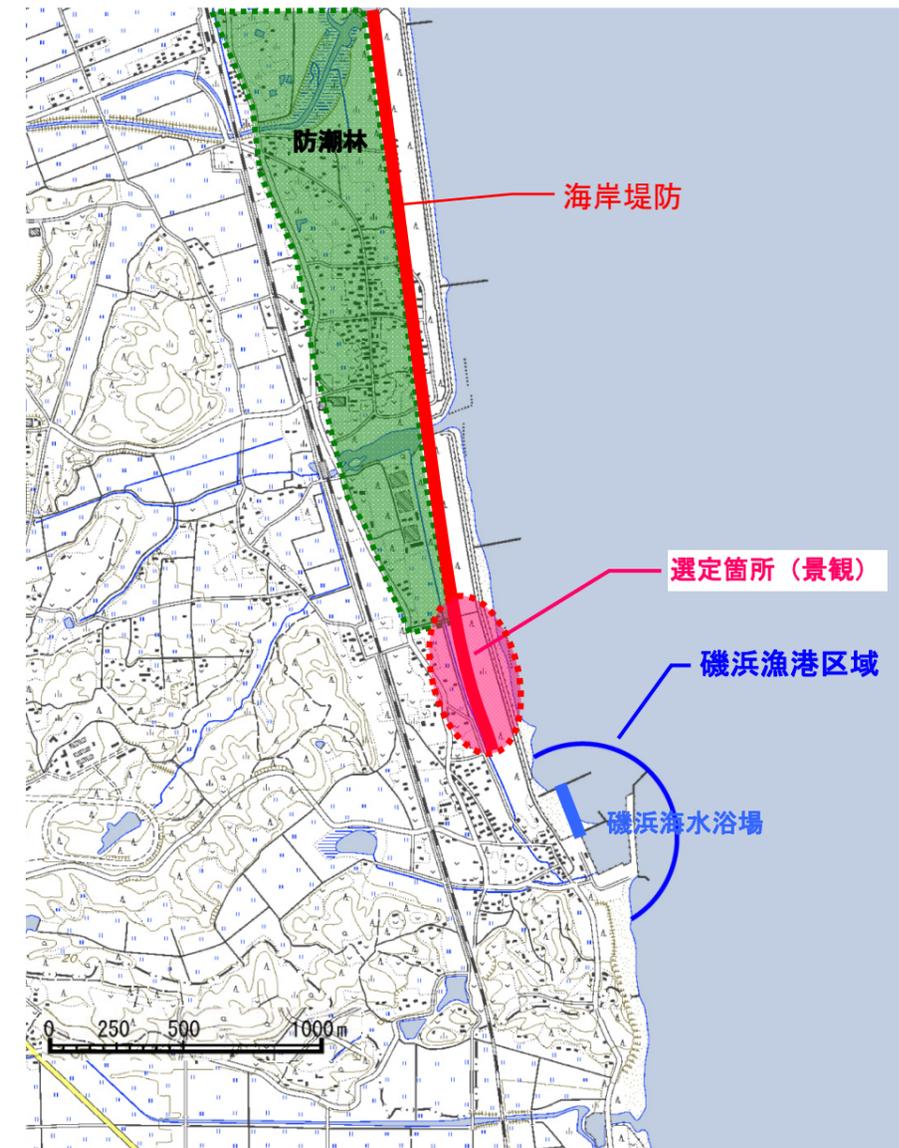
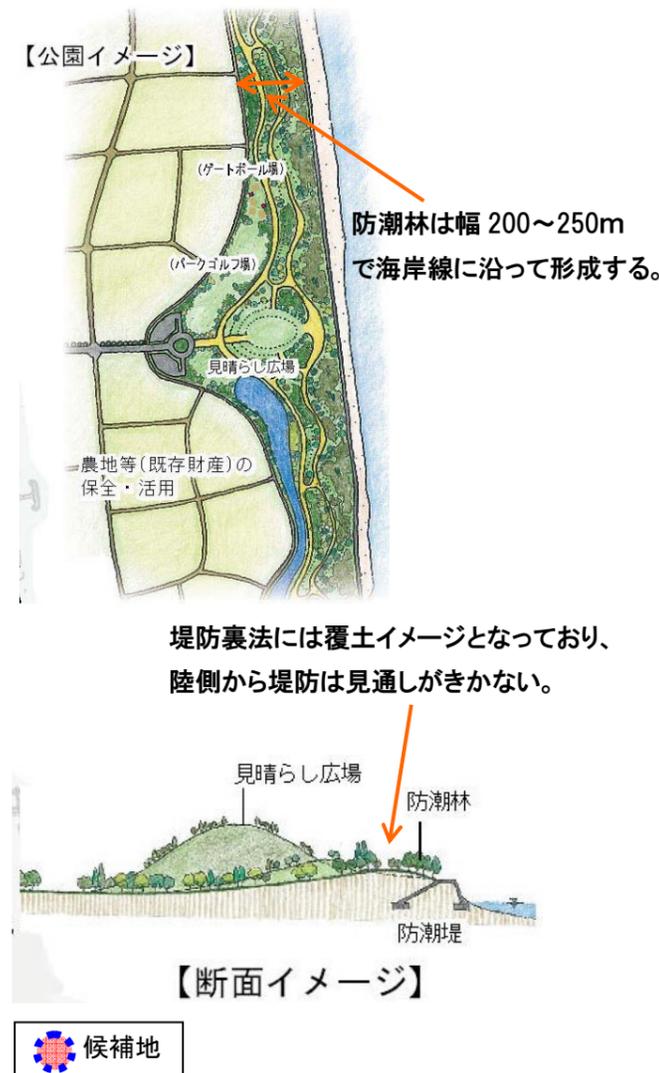


4-⑥ 山元町における候補地と選定箇所

自治体	候補地	復興まちづくり計画	候補とした理由	利用性	選定箇所	選定理由	視点場の抽出	配慮項目	
山元町	山下第二小 北側見晴らし広場	防災緑地ゾーンを設定	海岸線に沿って公園、海洋レジャー施設等の整備	海辺に見晴らし広場を計画	200~250m 幅の防潮林で海岸堤は直接見えない	-	防潮林の中にあり、海岸堤防への見通しがきかないため、景観配慮区間として選定しない。	-	・堤防法面の表面処理 ・天端処理等
	中浜小学校 付近見晴らし広場			海辺に見晴らし広場を計画	200~250m 幅の防潮林で海岸堤は直接見えない	-	防潮林の中にあり、海岸堤防への見通しがきかないため、景観配慮区間として選定しない。	-	
	山元海岸			復興計画において海浜公園の計画もあり、海岸利用者が見込まれる	海水浴場	【景観】 山元海岸	磯浜海水浴場及び海岸利用者等に利用されており、利用者の目に日常的に触れることが想定されるため、景観配慮区間として選定した。	・視点場として「堤防上」「堤内側」を選定	

震災復興計画の土地利用から抽出した候補地

選定箇所



出典：第7回復興会議 平成23年12月7日より

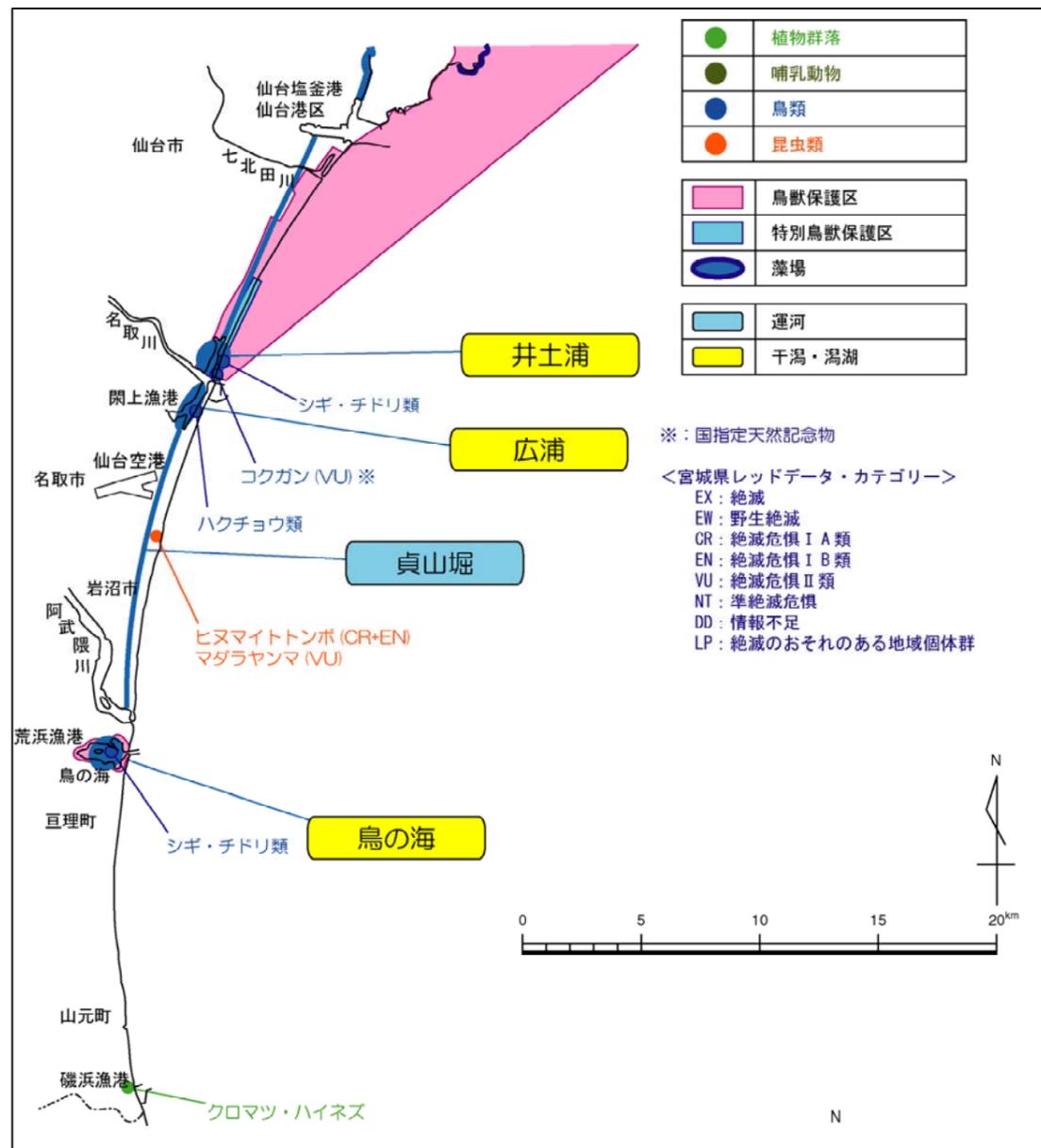
5. 仙台湾南部海岸 環境等調査計画（案）

仙台湾南部海岸は、ほぼ全域が砂浜であり、河口部には蒲生干潟や井土浦、広浦、鳥の海などの潟湖が広がる地域である。

この潟湖に飛来するシギ・チドリ類や天然記念物のコクガン、名取市・岩沼市付近に生息する絶滅危惧種のトンボ類等が貴重な生物として挙げられていた。

今後の復旧にあたっては、この災害を受けた地域の被災後の環境状況の現状把握、今後の復旧期間における調査項目等を明確にする必要がある。

【自然環境】 H15.3仙台湾南部海岸全体計画所より抜粋



【河川河口部調査】 ※11/25環境等検討委員会資料抜粋

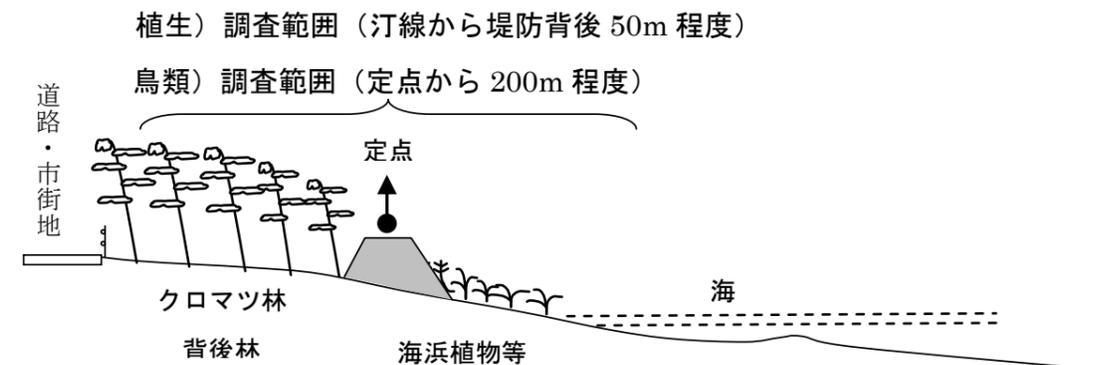
[調査対象：阿武隈川、名取川]

- 既存資料・基礎資料の収集整理
- 現地調査
- 物理調査(水質調査等 ※特化すべき項目があれば実施)
- 環境調査(水辺の国勢調査6項目※魚、底生動物、鳥、陸上昆虫、両爬哺、植物)
- 調査範囲等(阿武隈川:約10km、名取川:約6km)
- 井土浦については、「藤塚地区環境等検討委員会」で決定しているモニタリング計画を活用

【海岸調査】 ※11/25環境等検討委員会資料抜粋

[調査対象：直轄代行区間海岸]

- 既存資料・基礎資料の収集整理
- 現地調査
- 環境調査(植生調査、鳥類調査(双方貴重種含む))
- 調査時期(植生調査:初夏～秋季(生育の著しい時期)
(鳥類調査:秋季、冬季(渡り鳥等活発な時期))
- 調査範囲等



【海岸調査】

- 調査時期及び調査手法に関しては、学識者からアドバイスを受けながら実施

6. 仙台湾南部海岸の自然環境（参考）

仙台湾南部海岸の自然環境については、「海岸保全基本計画」では、以下のように記載されている。

- 河口部付近には潟湖が形成されており、多様な生物の生息環境となっている
- 全域の砂には海浜植生、その背後には海岸林が育っている

河口部付近の潟湖については、多様な生物の生息環境として位置づけられており、仙台湾南部海岸では①井土浦地区、②広浦地区、③赤井江地区、④鳥の海地区が代表的な場所としてあげられる。

《被災前の状況》

これらの地区の自然環境のうち植生の被災前の状況の概要を右記に整理した。

《被災後の状況》

これらの地区の被災後の現況把握のため、井土浦地区では主に汽水域の生物を対象として7月、仙台湾南部海岸全体では重要な鳥類・植物の分布を10月下旬～11月上旬にかけて、調査(概査)が実施されており、その結果を下記に整理した。

《被災前の状況》

①井土浦地区

- ・砂浜に一部建設されている防波堤以外は、自然の状態が極めて良く保たれ、人為の加わりもほとんど見られない地域であり、仙台湾南部海岸の中で最も良好な自然景観を形成している。
- ・砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、クロマツ・アカマツ海岸林に続く自然要素が規則的に整っている。クロマツ林の中には樹齢200年を越えるものがあるほか、ヨシ原もよく発達している。
- ・ハマニンニク・コウボムギ等の砂浜植物群落、シオクグ・ハママツナ群落、ヨシ・アイアシ等の湿地植物群落が発達している。

②広浦地区

- ・潟湖南側については、海側に幅300mのマツ林と砂浜植物群落が発達し、広浦の岸辺にはヨシ原も良く発達しているなど自然環境が良好に保たれている。潟湖としての規模も大きい。また貞山堀西側にも良好な自然環境を有する地域が広がっている。

③赤井江地区

- ・岩沼海浜緑地としての施設整備が完了している区域と貞山堀の間にはアカマツ林が広がっている。林内には比較的まとまったハンノキ林が見られ、平野部の原植生を推定する上で貴重である。
- ・赤井江の北側及び東側にはクロマツ林があり、奥行きのある空間を形成している。

④鳥の海地区

- ・開口部の南側の潟湖岸付近には塩生植物群落が成立しており、その南側及び東側はクロマツ林が広がり、砂浜には砂浜植物群落が発達している。

《被災後の状況》



被災前後の対比写真

調査項目	調査結果概要
ヒヌマイトトンボ生息環境調査	ヒヌマイトトンボの成虫の確認はなかった。全ての調査地点で水深が高くなっており、塩分濃度等も上昇していた。
魚類調査	確認種数に大きな変化はないが、淡水性魚類の減少等の種構成に変化があった。また、重要種のメダカ、ヒモハゼの確認がなく、エドハゼの確認個体数が少なかった。
底生動物調査	全ての地点で淡水域に生息種の確認がなかった。

調査項目	科名	種名	選定基準※	確認状況
植物調査	セリ	ハマボウフウ	県 RDB (VU)	主に群生
	バラ	ハマナス	県 RDB (NT)	点在
	アカザ	ハマアカザ	県 RDB (VU)	点在
	キク	シロヨモギ	県 RDB (CR+EN)	点在
鳥類調査	タカ	ミサゴ	国 RL (NT), 県 RDB (NT)	深沼・蒲崎・中浜地区で飛翔を確認
		オオタカ	内, 国 RL (NT), 県 RDB (NT)	深沼地区で飛翔を確認
	クイナ	オオバン	県 RDB (N)	中浜地区で休息を確認

※内：国内希少野生動植物、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、N：要注目種

